

多度津町立学校における生成 AI の利用に関するガイドライン

はじめに

近年、生成 AI 技術が急速に発展している。多度津町教育委員会では、文部科学省のガイドラインに基づき、児童生徒が将来 AI を使いこなすための「情報活用能力」を育成するとともに、AI の持つリスク（誤情報の生成、個人情報漏洩、著作権侵害など）に適切に対応できるよう、本ガイドラインを定める。

なお、生成 AI に関する技術や社会的な知見は急速に進展しているため、今後の新たな知見や国の動向、各学校の実践事例等を踏まえ、必要に応じて本ガイドラインは継続的に改訂を行う。

1. 基本的な考え方

(1) 学校現場における人間中心の生成 AI の利活用

生成 AI の利用にあたっては、「一律に禁止する」のではなく、「発達の段階に応じた適切な使い方を学ぶ」ことを基本とし、AI の回答を鵜呑みにせず、自分の頭で考え、批判的に吟味する力（クリティカルシンキング）を育成する。

また、教職員の働き方改革の一環として、校務における生成 AI の適切な活用を推進する。

① 人間中心の原則

生成 AI と人間との関係性を対立的に捉えたり、必要以上に不安に思ったりするのではなく、生成 AI は使い方によって人間の能力を補助、拡張し、可能性を広げてくれる有用な道具にもなり得るものと捉えるべきである。その上で、生成 AI の出力はあくまでも「参考の一つである」ことを認識するとともに、リスクや懸念を踏まえつつ、最後は人間が判断し、生成 AI の出力結果を踏まえた成果物に自ら責任を持つという基本姿勢が重要である。

② 児童生徒の学びと生成 AI

児童生徒の学びにおいては、学習指導要領に示す資質・能力の育成に寄与するか、教育活動の目的を達成する観点から効果的であるかを吟味した上で利活用すべきであり、生成 AI を利活用することが目的であってはならない。

そのため児童生徒は、適切な課題設定と指示文（プロンプト）により自らの求める成果物につながる出力をさせ、その真偽や適切性を的確に判断できることが前提となる。このため、各教科等で学ぶ知識や文章を読み解く力、物事を批判的に考察する力、問題意識を常に持ち、問いを立て続けることや、その前提としての「学びに向かう力、人間性等」の涵養がこれまで以上に重要になる。そうした教育を拡充する際には、体験活動の充実をはじめとする教育活動における実体験と ICT 利活用とのバランスや調和に一層留意する必要がある。

③ 教師の役割と生成 AI

教育は、教師と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、適切な指導計画や学習環境の設定、丁寧な見取りと支援といった、学びの専門職としての教師の役割は、より重要なものになる。

学校現場における生成 AI の効果的な利活用を実現するためにも、生成 AI の仕組みや特徴を理解するなど、教師には一定の AI リテラシーを身に付けることが求められる。

(2) 生成 AI の存在を踏まえた情報活用能力の育成強化

① 学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力

学習指導要領では、「情報活用能力（情報モラルを含む）」を言語能力、問題発見・解決能力とともに学習の基盤となる資質・能力として位置付けており、情報を主体的に捉え、活用すること、情報技

術を学習や日常生活に活用できるようにすることの重要性を強調している。

情報活用能力は、世の中の様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である。各学校においては、教科等横断的な視点からの教育課程の編成を通じて、各教科等の学習の過程における指導の中で情報活用能力を育成することが期待される。

②情報活用能力の育成強化

情報活用能力の育成に当たっては、生成 AI が社会の中で果たす役割や影響、生成 AI に関する法・制度やマナー等について科学的な理解に裏打ちされた形で理解すること、問題の発見・解決等に向けて生成 AI を適切かつ効果的に利活用し、情報社会に主体的に参画する態度を身に付けていくことが大切になる。特に、生成 AI の仕組みの理解や、どのように学びに生かしていくかという視点、近い将来使いこなすための力を各教科等の中においても意識的に育てていく姿勢は重要であり、発達の段階や児童生徒を取り巻く環境や地域の実情等を踏まえ、情報モラルを含む情報活用能力の育成を一層充実させていく必要がある。

3、学校現場において押さえておくべきポイント

(1) 共通して押さえておくべきポイント

①安全性を考慮した適正利用

人間中心の原則に基づき生成 AI の利活用に関するリスクに対応するためには、関係法令を遵守した利用を前提とし、開発者や提供者の想定する範囲内での生成 AI サービスの適正な利活用を行うことが重要である。具体的には、年齢制限や保護者の同意の必要性、生成物のライセンスの所在など、生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認し、遵守する必要がある。

② 情報セキュリティの確保

学校現場において安全に生成 AI を利活用するためには、情報セキュリティの確保が重要である。文部科学省が策定する最新の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考にしながら、教育委員会は、学校現場の実態に即した教育情報セキュリティポリシー等の策定・必要に応じた見直しを行い、教育委員会・学校現場においてはそれらを遵守する必要がある。

③ 個人情報やプライバシー、著作権の保護

学校現場での適切な情報の取扱いの観点では、プライバシーを尊重し個人の権利利益を保護するため、個人情報保護法等の関係法令等を遵守する必要がある。また、生成 AI サービスの利活用時には、意図せず他人の著作権を侵害してしまわないように、生成 AI と著作権制度について正しく理解する必要がある。

④ 公平性の確保

特定の個人ないし集団への人種、性別、国籍、年齢、政治的信念、宗教等の多様な背景を理由とした不当で有害な偏見及び差別が生じることを避けるため、生成 AI の学習データや入力するプロンプト、連携する外部サービス等によってバイアスが含まれ得ることに留意し、公平性を欠くことがないよう、人間の判断を介在させる必要がある。

⑤ 透明性の確保、関係者への説明責任

生成 AI サービスの利用目的やその態様、リスク等の必要な情報を整理し、関係者に提供することが重要である。各地域や学校の実態を踏まえ、必要に応じて教職員や児童生徒、保護者等への説明の機会や問合せの窓口を設けることも考えられる。

「教職員が校務で利活用する場面」、「児童生徒が学習活動で利活用する場面」、「教育委員会が押さえておくべきポイント」では、各場面や主体に応じてこれら5つの観点に基づいて考えられる。

(2) 教職員が校務で利活用する場面

授業準備や各種文書のたたき台作成を含む校務において利活用することで、校務の効率化や質の向上等、教職員の働き方改革につなげていくことが期待される。また、教職員自身が生成 AI の利活用を通じて新たな技術に慣れ親しみ、利便性や懸念点、賢い付き合い方を知っておくことは、児童生徒の学びをより高度化する観点からも重要である。

教職員は、個人情報や機密情報を含まない範囲で、以下のような業務負担軽減のために生成 AI を活用することができる。

①児童生徒の指導にかかわる業務への支援【授業準備】【学校行事】【部活動】【生活指導】など 具体例

- ・ 授業で取り扱う教材や確認テスト問題のたたき台を作成する
- ・ 授業の導入アイデアの創出
- ・ 児童生徒による授業の感想の集約を行う
- ・ 授業での発問に対する回答のシミュレーション相手として活用する
- ・ 校外学習や宿泊学習等の実施行程作成のたたき台を作成する
- ・ 過去の部活動の練習メニュー一覧から、毎日の練習メニュー案を作成する
- ・ 児童生徒等の生活実態の調査のためのアンケート案を作成する

②学校の運営にかかわる業務への支援【教務管理】【学校からの情報発信】【校内研修】など

- ・ 時間割・授業時数案を作成する
- ・ 長い文章の要約や、表計算ソフトの関数・マクロの作成補助
- ・ 各種お便り・通知文・案内文のたたき台を作成する
- ・ 学校行事の挨拶文などの構成案の作成
- ・ 校内研修の資料のたたき台を作成する
- ・ 研修や講演会の録画を読み込ませ、要約・議事録案を作成する

③外部対応への支援

- ・ 保護者会・授業参観・保護者面談の日程調整に活用する
- ・ 外部向け講演会の挨拶文のたたき台を作成する

(3) 児童生徒が学習活動で利活用する場面

利活用の適否の判断に際しては、学習指導要領に示す資質・能力の育成につながるか、教育活動の目的を達成する観点で効果的であるかを吟味する必要がある。

「生成 AI 自体を学ぶ場面（生成 AI の仕組み、利便性・リスク、留意点）」、「使い方を学ぶ場面（より良い回答を引き出すための生成 AI との対話スキル、ファクトチェックの方法等）」、「各教科等の学びにおいて積極的に用いる場面（問題を発見し、課題を設定する場面、自分の考えを形成する場面、異なる考えを整理したり、比較したり、深めたりする場面等での利活用）」組み合わせたり往還したりしながら、情報活用能力の一部として生成 AI の仕組みへの理解や生成 AI を学びに生かす力を高めていく。

指導すべき重要事項として、児童生徒に利用させる前、または教職員が利用する際には、以下のリスクを必ず理解・指導する。

○ハルシネーション（もっともらしい誤情報）：生成 AI の回答には事実誤認が含まれる可能性があり、必ず事実確認（ファクトチェック）が必要である。

○個人情報・機密情報の保護：氏名、住所、成績などの個人情報、および学校の機密情報は絶対に AI に入力しない。

○著作権の侵害：生成された画像や文章が、他人の著作権を侵害する可能性がある。

○思考力の低下：考える過程を AI に委ねてしまうことで、児童生徒自身の思考力や表現力が低下する懸念がある。

児童生徒が学習活動で利活用する場面として以下のような活用が考えられる。

①利活用が考えられる例

- ・ 情報モラル教育の一環として、生成 AI が生成する誤りを含む出力を教材に、その性質や限界に気付く
- ・ グループワークや探究学習で、多角的な視点を獲得するためのブレインストーミングの壁打ち相手として利用する
- ・ 英会話の相手として活用したり、より自然な英語表現への改善や一人一人の興味関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用したりする
- ・ 外国人児童生徒等の日本語学習や学習場面での補助のために活用する
- ・ プログラミングの授業において、児童生徒のアイデアを実現するためのプログラムの制作に活用する
- ・ 生成 AI を利活用した問題発見・課題解決能力を積極的に評価する観点からパフォーマンステストを行う
- ・ 教科書等の内容を児童生徒それぞれの進度に合わせて理解するために、解説やイメージを出力し、より内容に対する深い理解を生み出す助けとする

また、以下のような活用の仕方は不適切であると考えられる。

②不適切と考えられる例

- ・ 生成 AI 自体の性質やメリット・デメリットに関する学習を十分に行っていないなど、情報モラルを含む情報活用能力が十分育成されていない段階で、自由に使用する
- ・ 夏休みの読書感想文やレポート、コンクールへの応募作品などを生成 AI に書かせ、そのまま自分の作品として提出する
- ・ 詩や俳句の創作、音楽・美術等の表現・鑑賞など、感性や独創性を発揮させたい場面、初発の感想を求める場面等で安易に使わせる
- ・ テーマに基づき調べる場面などで、教科書等の質の担保された教材を用いる前に安易に利用する
- ・ 教師が正確な知識に基づきコメント・評価すべき場面で、教師の代わりに生成 AI の出力のみに頼る
- ・ 定期考査や小テスト等で使わせる（学習の進捗や成果を把握・評価するという目的に合致しない。）
- ・ 教師が専門性を発揮し、人間的な触れ合いの中で行うべき教育指導を実施せずに、生成 AI のみに相談させる
- ・ 他者を傷つける文章や、不適切な画像・動画を生成させること

(4) 教育委員会等が押さえておくべきポイント

生成 AI の実践の積み重ねは、学校や教職員によって大きな差があるため、域内の各学校の実態を十分に踏まえた柔軟な対応を講じることが必要であり、一律に禁止したり、義務付けたりするような硬直的な運用とならないように留意する。教職員の生成 AI に関する理解を深め、生成 AI を意図的に利活用する場面、生成 AI の出力を吟味する時間の確保、深い学びにつながる発問など、効果的な活用を促進する研修を実施することにより、生成 AI の適切な利活用を推進する環境を整備する。

5. 家庭・地域との連携

生成 AI の利用方針について、保護者に対して丁寧に説明し、理解と協力を求める。

家庭学習における生成 AI の扱い(宿題への活用ルールなど)についても、学校と家庭で共通認識をもつ。

【教職員が校務で利用する際のチェックポイント】

- 教育委員会の方針(情報セキュリティに関するルール・指示等も含む)に基づき利用しているか
- 業務端末又は教育委員会の許可を得た端末を利用しているか
- 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか
- ハルシネーションやバイアス等の生成 AI の特徴を理解した上で、出力結果の適切性を判断できる範囲内で利活用し、出力された内容を採用するかどうかを自身で判断しているか
- プロンプトに重要性の高い情報である成績情報等を入力していないか
- ※ 重要性の高い情報を扱う前提のセキュリティ対策が講じられている場合は除く(ただし、重要性の高い情報のうち個人情報に該当する情報については、以下「プロンプトに個人情報を入力していないか」についても留意する必要がある)
- プロンプトに個人情報を入力していないか
- ※ 教職員がプロンプトに入力した個人情報を、生成 AI サービスの提供者において応答結果の出力以外の目的で取り扱わないことを確認している場合は除く
- プロンプトに公序良俗に反するような内容を入力していないか
- 著作権の侵害につながるような使い方をしていないか

【児童生徒が学習活動で利用する(させる)際のチェックポイント】

- 教育活動の目的を達成する観点で効果的であることを確認しているか
- 児童生徒の発達の段階や情報活用能力の育成状況に十分留意しているか
- 生成 AI の性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめる、自己の判断や考えが重要であることを十分に認識できるような使い方等に関する学習を実施しているか
- プロンプトに氏名や写真等の個人情報を入力しないよう十分な指導を行っているか
- プロンプトに公序良俗に反するような内容を入力しないよう十分な指導を行っているか
- 著作権の侵害につながるような使い方をしないよう十分に指導しているか
- 生成 AI サービスの提供者が定める最新の利用規約を確認・遵守しているか(年齢制限や保護者の同意の必要性、生成物のライセンスの所在など)
- 生成 AI による生成物をそのまま自己の成果物として使用することは自分のためにならないこと、使用方法によっては不適切又は不正な行為になることを十分に指導しているか
- 学習課題に生成 AI の回答を引用している場合、出典・引用を記載することを理解させているか
- 保護者の経済的負担に十分に配慮して生成 AI ツールを選択しているか
- 児童生徒が学校外で生成 AI を利活用する可能性も踏まえ、生成 AI の不適切な利活用が行われないよう、保護者に対し周知し、理解を得ているか